

豊教給第 980 号  
令和 4 年（2022 年）7 月 15 日

保護者の皆様へ

豊中市教育委員会事務局  
学校給食課長

## 学校給食予定献立表の食物アレルギーに関するコンタミネーション(※1) の表示変更について(通知)

日頃から、保護者の皆様には、学校給食への格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

学校給食における食物アレルギーに関するコンタミネーション（以下コンタミネーションと言う）の表記については、学校給食予定献立表（裏面）の「学校給食用半製品・加工品配合表」に掲載しております。

現在、メーカーによる各食品に表示されている一括表示にコンタミネーションに関する記載が無い場合でも、「同じ製造ラインのコンタミネーションの有無」に関する本市独自の調査により判明したものについて掲載しておりますが、令和 4 年度（2022 年度）9 月号よりは、メーカーによる各食品の一括表示にコンタミネーションの記載があるもののみ掲載させていただきます。

なお、「同じ製造ラインのコンタミネーションの有無」に関する本市の独自調査は継続して行いますので、ご不明点がございましたら下記に記載の問い合わせ先までご連絡を頂きますようお願いいたします。

また、今回の表示変更についての詳細は、豊中市ホームページの

「<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/gakkou/kyushoku/kontamihyouhihouhou.html>」に記載をしておりますので、ご確認ください。右記の QR コードからも確認頂けます。



※1 食物アレルギーに関するコンタミネーションとは

原材料としては使用していないにも関わらず、特定原材料等（※2）が意図せず混入してしまうこと。

※2 特定原材料等とは

<表示を義務化する特定原材料 7 品目>

えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）

<表示を奨励する特定原材料に準ずるもの 21 品目>

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

【問い合わせ先】

教育委員会事務局 学校給食課

電話 06-6152-9526